平成２４年（フ）第２４６号
兵庫県明石市東山町3773番地の32　グランディアシャトー朝霧601号
債務者　上西　裕子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２５１号
神戸市西区南別府１丁目14番地の４　ルナポリス107号、前住所神戸市西区南別府４丁目53番地　ベイビレッジＩＮＯＵＥ103号
債務者　川瀬　邦大
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
神戸市西区南別府１丁目14番地の４　ルナポリス107号、前住所神戸市西区南別府４丁目53番地　ベイビレッジＩＮＯＵＥ103号
債務者　川瀬　有里
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
神戸市西区北別府３丁目11番地の２　ファニータウン北別府Ｂ－３号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1580番地の76
債務者　魚住　謙二
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
神戸市西区北別府３丁目11番地の２　ファニータウン北別府Ｂ－３号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬1580番地の76
債務者　魚住美佳子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
神戸市西区伊川谷町前開923番地　アバンダン前開303号
債務者　岡本　章孝
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６７号
兵庫県明石市魚住町清水353番地の６
債務者　岡上　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１１号
広島県福山市川口町５丁目12番５－５号、旧住所広島県福山市川口町５丁目21番16号　サンラヴィアン川口Ｂ201
債務者　福井　智明
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７４２号
千葉県野田市七光台435番地　石川アパート１号棟
債務者　山崎　撤男
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７５４号
千葉県柏市増尾台３丁目６番40号　平川荘201号
債務者　中川　香織
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７７９号
北九州市門司区白野江２丁目15番３―101号
債務者　大原　和枝
1　決定年月日時　平成24年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９１号
北海道苫小牧市音羽町１丁目12番１―101号
債務者　山田　光雄
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第４５３４号
大阪市東淀川区菅原２丁目10番17―503号
債務者　高山こと　三鬼千加子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２０号
大阪市中央区千日前２丁目３番24号　久富千日プラザ404
債務者　中村　　裕
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０８６号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番10号　ベイリーブス303号、前住所大阪府東大阪市横小路町１丁目３番16号
債務者　エイシンこと　野村　幸市
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２５号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番21号　フローラルあびこ205号
債務者　岩原　祐子
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７６３号
大阪市西淀川区御幣島６丁目13番82―21号、前住所埼玉県三郷市栄１丁目117番地６
債務者　徳田　和則
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部